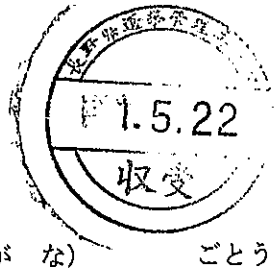
（その１）



収支報告書

平成30 年分
（ 開催分）

（ふりがな） ごとうしげゆきしおじりこうえんかい

1 政治団体の名称 後藤茂之塩尻後援会

2 主たる事務所の所在地 長野県塩尻市大門七番町5-12
中村ビル１Ｆ

3 代表者の氏名 小松 守

4 会計責任者の氏名 小林 勇郎

事務担当者の氏名

笠原 正則

（電話） 0263-53-5554

（電話）

（電話）

（電話）

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	☑ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☐ 有
☑ 無
公職の種類（現職・候補者の別）
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体	
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	後藤 茂之
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	
公職の種類（現職・候補者の別）	

資金管理団体の指定の期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から
まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

30－K6

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	4,779,904
（前年からの繰越額）	979,904
（本年の収入額）	3,800,000
支　出　総　額	3,831,151
翌年への繰越額	948,753

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	3,800,000	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	3,800,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	3,800,000	

（その７）

	(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金　　額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備　　考
1	藤信会	1,000,000	H30/1/26	東京都千代田区永田町2-2-1　衆議院第一議員会館７０４号室	後藤茂之	
2	藤信会	500,000	H30/4/27	東京都千代田区永田町2-2-1　衆議院第一議員会館７０４号室	後藤茂之	
3	藤信会	500,000	H30/6/27	東京都千代田区永田町2-2-1　衆議院第一議員会館７０４号室	後藤茂之	
4	藤信会	500,000	H30/9/28	東京都千代田区永田町2-2-1　衆議院第一議員会館７０４号室	後藤茂之	
5	藤信会	500,000	H30/10/25	東京都千代田区永田町2-2-1　衆議院第一議員会館７０４号室	後藤茂之	
6	藤信会	800,000	H30/12/26	東京都千代田区永田町2-2-1　衆議院第一議員会館７０４号室	後藤茂之	
7	(小計)	3,800,000				
8						
9						
10						
11						
	この頁の小計	3,800,000				
	その他の寄附					
	合　　計	3,800,000				

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費			
(2) 光熱水費	174,905		
(3) 備品・消耗品費	605,346		
(4) 事務所費	2,868,564		
小計	3,648,815	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	182,336		
(2) 選挙関係費	0		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣伝事業費	0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ その他の事業費	0		
(4) 調査研究費	0		
(5) 寄附・交付金	0		
(6) その他の経費	0		
小計	182,336	0	
合計	3,831,151		

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		2．光熱水費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	電気料金	22,457	H30/1/15	中部電力㈱松本営業所	松本市埋橋1-5-3	
2	電気料金	23,350	H30/2/13	中部電力㈱松本営業所	松本市埋橋1-5-3	
3	電気料金	19,173	H30/3/12	中部電力㈱松本営業所	松本市埋橋1-5-3	
4	電気料金	17,009	H30/4/16	中部電力㈱松本営業所	松本市埋橋1-5-3	
5	電気料金	17,154	H30/5/15	中部電力㈱松本営業所	松本市埋橋1-5-3	
6	電気料金	17,444	H30/6/18	中部電力㈱松本営業所	松本市埋橋1-5-3	
	この頁の小計	116,587				
	その他の支出	58,318				
	合計	174,905				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	ガソリン代金	12,968	H30/2/11	信光石油（株）	松本市深志2-2-9	
2	コピーカウント料金	72,434	H30/2/20	富士ゼロックス長野（株）	長野市鶴賀七瀬中町161番地1	
3	コピーカウント料金	40,639	H30/5/22	富士ゼロックス長野（株）	長野市鶴賀七瀬中町161番地1	
4	コピーカウント料金	26,849	H30/8/3	富士ゼロックス長野（株）	長野市鶴賀七瀬中町161番地1	
5	コピーカウント料金	14,033	H30/10/3	富士ゼロックス長野（株）	長野市鶴賀七瀬中町161番地1	
	この頁の小計	166,923				
	その他の支出	438,423				
	合計	605,346				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	事務所賃貸料１月分	70,000	H30/1/24	中野重文	塩尻市大門七番町2-12	
2	事務所賃貸料２月分	70,000	H30/2/21	中野重文	塩尻市大門七番町2-12	
3	事務所賃貸料３月分	70,000	H30/3/23	中野重文	塩尻市大門七番町2-12	
4	事務所賃貸料４月分	70,000	H30/4/23	中野重文	塩尻市大門七番町2-12	
5	事務所賃貸料５月分	70,000	H30/5/1	中野重文	塩尻市大門七番町2-12	
6	事務所賃貸料６月分	70,000	H30/6/25	中野重文	塩尻市大門七番町2-12	
7	事務所賃貸料７月分	70,000	H30/6/29	中野重文	塩尻市大門七番町2-12	
8	事務所賃貸料８月分	70,000	H30/7/31	中野重文	塩尻市大門七番町2-12	
9	事務所賃貸料９月分	70,000	H30/8/30	中野重文	塩尻市大門七番町2-12	
10	事務所賃貸料１０月分	70,000	H30/9/27	中野重文	塩尻市大門七番町2-12	
11	事務所賃貸料１１月分	70,000	H30/11/2	中野重文	塩尻市大門七番町2-12	
12	事務所賃貸料１２月分	70,000	H30/11/26	中野重文	塩尻市大門七番町2-12	
13	事務所賃貸料１月分	70,000	H30/12/28	中野重文	塩尻市大門七番町2-12	
14	小山携帯電話料金	12,731	H30/3/7	ＮＴＴドコモ	東京都千代田区永田町２丁目１１番１号山王パークタワー	
15	小山携帯電話料金	12,699	H30/4/9	ＮＴＴドコモ	東京都千代田区永田町２丁目１１番１号山王パークタワー	
	この頁の小計	935,430				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
16	小山携帯電話料金	12,686	H30/5/7	ＮＴＴドコモ	東京都千代田区永田町２丁目１１番１号山王パークタワー	
17	小山携帯電話料金	12,923	H30/6/8	ＮＴＴドコモ	東京都千代田区永田町２丁目１１番１号山王パークタワー	
18	小山携帯電話料金	13,030	H30/7/9	ＮＴＴドコモ	東京都千代田区永田町２丁目１１番１号山王パークタワー	
19	小山携帯電話料金	13,036	H30/7/25	ＮＴＴドコモ	東京都千代田区永田町２丁目１１番１号山王パークタワー	
20	ハガキ代	12,400	H30/5/9	日本郵便（株）	東京都千代田区霞が関1-3-2	
21	郵便代	17,712	H30/5/11	日本郵便（株）	東京都千代田区霞が関1-3-2	
22	郵便代	11,152	H30/7/4	日本郵便（株）	東京都千代田区霞が関1-3-2	
23	ハガキ代	15,500	H30/7/27	日本郵便（株）	東京都千代田区霞が関1-3-2	
24	ハガキ代	12,400	H30/9/12	日本郵便（株）	東京都千代田区霞が関1-3-2	
25	郵便代	14,350	H30/10/4	日本郵便（株）	東京都千代田区大手町2-3-1	
26	郵便代	33,948	H30/10/5	日本郵便（株）	東京都千代田区大手町2-3-1	
27	郵便代	40,262	H30/12/20	日本郵便（株）	東京都千代田区大手町2-3-1	
28	御嶽海関脇昇進祝賀会会費	20,000	H30/2/12	御嶽海関脇昇進祝賀会実行委員会	木曽郡上松町駅前通り2-13	
29	コピー機リース料	13,500	H30/1/13	昭和リース（株）	東京都文京区後楽1-4-14後楽森ビル	
30	コピー機リース料	13,500	H30/2/13	昭和リース（株）	東京都文京区後楽1-4-14後楽森ビル	
	この頁の小計	256,399				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
31	コピー機リース料	13,500	H30/3/13	昭和リース（株）	東京都文京区後楽1-4-14後楽森ビル	
32	コピー機リース料	13,500	H30/4/13	昭和リース（株）	東京都文京区後楽1-4-14後楽森ビル	
33	コピー機リース料	13,500	H30/5/13	昭和リース（株）	東京都文京区後楽1-4-14後楽森ビル	
34	コピー機リース料	13,500	H30/6/13	昭和リース（株）	東京都文京区後楽1-4-14後楽森ビル	
35	コピー機リース料	13,500	H30/7/13	昭和リース（株）	東京都文京区後楽1-4-14後楽森ビル	
36	コピー機リース料	13,500	H30/8/13	昭和リース（株）	東京都文京区後楽1-4-14後楽森ビル	
37	コピー機リース料	13,500	H30/9/13	昭和リース（株）	東京都文京区後楽1-4-14後楽森ビル	
38	コピー機リース料	13,500	H30/10/13	昭和リース（株）	東京都文京区後楽1-4-14後楽森ビル	
39	コピー機リース料	13,500	H30/11/13	昭和リース（株）	東京都文京区後楽1-4-14後楽森ビル	
40	コピー機リース料	13,500	H30/12/13	昭和リース（株）	東京都文京区後楽1-4-14後楽森ビル	
41	塩尻事務所業務委託料	132,000	H30/9/25	宮坂勇一・宮澤弘也・小口源生	塩尻市大門七番町5-12	別紙
42	塩尻事務所業務委託料	264,000	H30/10/26	宮坂勇一・宮澤弘也・小口源生	塩尻市大門七番町5-12	別紙
43	塩尻事務所業務委託料	228,000	H30/11/26	宮坂勇一・宮澤弘也・小口源生	塩尻市大門七番町5-12	別紙
44	塩尻事務所業務委託料	252,000	H30/12/25	宮坂勇一・宮澤弘也・小口源生	塩尻市大門七番町5-12	別紙
45	インターネットプロバイダー料金	11,556	H30/4/24	ＡＳＡＨＩネット	東京都中央区銀座4-12-15歌舞伎座ﾀﾜｰ21階	
	この頁の小計	1,022,556				

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
46	インターネットプロバイダー料金	11,232	H30/5/28	ＡＳＡＨＩネット	東京都中央区銀座4-12-15歌舞伎座ﾀﾜｰ21階	
47	会計監査業務報酬	21,600	H30/6/7	小口税務会計事務所	岡谷市長地小萩1-16-31	
	この頁の小計	32,832				
	その他の支出	621,347				
	合計	2,868,564				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					レタックス	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	レタックス料金	17,168	H30/1/10	日本郵便局（株）	東京都千代田区霞が関1-3-2	
2	レタックス料金	16,576	H30/2/6	日本郵便局（株）	東京都千代田区霞が関1-3-2	
3	レタックス料金	25,456	H30/2/28	日本郵便局（株）	東京都千代田区霞が関1-3-2	
4	レタックス料金	18,352	H30/3/26	日本郵便局（株）	東京都千代田区霞が関1-3-2	
5	レタックス料金	17,168	H30/4/24	日本郵便局（株）	東京都千代田区霞が関1-3-2	
6	レタックス料金	17,760	H30/5/30	日本郵便局（株）	東京都千代田区霞が関1-3-2	
7	レタックス料金	32,560	H30/6/25	日本郵便局（株）	東京都千代田区霞が関1-3-2	
8	レタックス料金	19,536	H30/7/30	日本郵便局（株）	東京都千代田区霞が関1-3-2	
9	レタックス料金	17,760	H30/8/17	日本郵便局（株）	東京都千代田区霞が関1-3-2	
	この頁の小計	182,336				
	その他の支出					
	合計	182,336				

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成31年　5月　13日

政治団体の名称　後藤茂之塩尻後援会

会計責任者の氏名　小林　　勇郎　　(印)

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

令和　１年　５月　９日

後藤茂之塩尻後援会
代表　小松　守　殿

登録政治資金監査人 小山敏高
登　録　番　号　第　２１７６　号
研 修 修 了年月日　平成２１年５月２５日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第１９条の１３第１項の規定に基づき、後藤茂之後援会の平成３０年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、後藤茂之後援会（長野県諏訪市上川３丁目２２１２－１）の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

なお、領収書等を徴し難かった支出の明細書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。また、領収書等を徴し難かった支出の明細書は存在しなかった。

３　業務制限

後藤茂之塩尻後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、後藤茂之後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上